

## 神奈川県社会福祉関係者等表彰実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、神奈川県社会福祉関係者等表彰要綱（以下「要綱」という。）第7条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(算出基準日)

第2条 従事年数等の算出基準日は、表彰年度の10月1日とする。

(表彰対象者)

第3条 要綱第2条第1項第1号、第3号、第4号、第5号及び第3条第1号に規定する社会福祉施設等とは、次に定めるものとする。

- (1) 指定都市又は中核市を除く地域において、社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業を行う施設等
- (2) 社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業以外の社会福祉を目的とする事業で、国、県又は指定都市若しくは中核市を除く市町村が定める要綱等に基づく事業を行う施設等
- (3) 介護保険法第8条に規定する介護老人保健施設

2 要綱第2条第1項第1号に規定する社会福祉法人とは、指定都市又は中核市が所管する法人を除いた者とする。

3 要綱第2条第1項第2号及び第3条第2号に規定する社会福祉団体等とは、次に定めるものとする。

- (1) 社会福祉を目的とする事業を行う団体のうち、指定都市又は中核市に所在し、かつ指定都市又は中核市を活動範囲とする団体を除いたもの
- (2) 介護老人保健施設を設置する法人を指導・育成する団体

4 要綱第2条第1項第5号に規定するボランティアとは、指定都市又は中核市に所在し、かつ指定都市又は中核市を活動範囲とするボランティアを除いたものとする。

(従事期間の算出)

第4条 要綱第2条第1項第4号に該当する場合を除き、社会福祉団体等の事務局において従事した期間は、算出期間から除外する。

(被表彰者の対象除外)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、表彰対象者から除外する。

- (1) 社会福祉功労又は介護老人保健施設事業功労により厚生労働大臣表彰を受賞した者
- (2) 神奈川県介護賞、保育賞又は看護賞を受賞した者
- (3) 神奈川県保健衛生表彰を受賞した者

(表彰の見送り)

第6条 要綱第2条第1項第5号に該当する一者について、複数の推薦があった場合の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) ボランティア団体に所属する個人が、当該ボランティア団体の推薦と同時に同一の活動功績をもって推薦があった場合は、原則として団体表彰を優先し、個人表彰は見送りとする。
- (2) 過去5年以内に表彰されたボランティア団体に属する個人が、団体表彰と同一の活動功績をもって推薦があった場合は、原則として見送りとする。

(被表彰候補者の推薦)

第7条 候補者の推薦は、要綱第3条に規定する推薦者が、次の書類を知事に提出することにより行う。

- (1) 社会福祉関係者等被表彰候補者推薦書 (第1号様式)
- (2) 功績調書・履歴書(個人) (第2号様式)
- (3) 功績調書・履歴書(個人ボランティア) (第3号様式)
- (4) 功績調書(団体ボランティア) (第4号様式)

(審査会)

第8条 審査会は、神奈川県福祉子どもみらい局長、総務室長、福祉部長、子どもみらい部長、地域福祉課長で構成するものとする。

(表彰時期)

第9条 表彰は、原則として神奈川県社会福祉大会において行う。

(補則)

第10条 この要領に定めるもののほか、表彰に必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、昭和59年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、昭和62年7月16日から施行する。

附 則

この要領は、平成元年7月21日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年7月18日から施行し、改正後の規定は平成13年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成16年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年6月6日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年6月8日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年6月25日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年6月9日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年10月13日から施行する。